「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近における金融資本市場の状況に鑑み、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

- 1. 資金供給円滑化のための手段として、当座勘定(当座勘定(同時担保受払時決済口)および当座勘定(同時決済口)を除く。)における預り金および準備預り金に対して臨時に付利(利息を付すことをいう。)を行うこととし、これに伴い「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」を別紙のとおり制定すること。
- 2. 1. の実施にあたり必要となる事項については、「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」4. (1)に定める数値の決定を除き、総裁が定め得る扱いとすること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800) 中尾根 (03-3277-3768)

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るため、資金供給円滑化のための手段として、当座勘定(当座勘定(同時担保受払時決済口)および当座勘定(同時決済口)を除く。以下同じ。)における預り金(以下「当座預金」という。)および準備預り金に対して臨時に行う付利(利息を付すことをいう。以下同じ。)に関する基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先

以下のいずれかの条件を満たす者のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先とする。

- (1) 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)第2条に定める指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)であること。
- (2) 指定金融機関でない当座勘定取引の相手方のうち、金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行を除く。)、金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)、証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)または短資業者(同項第4号に規定する者をいう。)であること。

3. 対象となる預金

当座預金および準備預り金とする。

4. 適用利率

- (1) 本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コール レート(オーバーナイト物)の水準から本行が別に定める数値を差し引 いた利率とする。
- (2) 5. に定める積み期間の期中に(1)による利率に変更が生じた場合には、当該期中の最も低い利率とする。

5. 利息の計算方法

対象先ごとに、準備預金制度に関する法律第7条第3項に規定する1月間 (以下、この期間を「積み期間」という。)の毎日の終業時における当座預金 または準備預り金の残高を合計し、その合計金額から、当該積み期間の起算日 の属する月における当該対象先の法定準備預金額(準備預金制度に関する法律 第2条第2項に定める法定準備預金額をいう。)に当該積み期間の日数を乗じ て得た積数を控除し、その金額(零を下回る場合を除く。)に、4.に定める 適用利率を乗じたうえ、365で除して算出するものとする。

6. 利息の支払方法

積み期間ごとの利息は、当該積み期間の起算日の属する月の翌々月の20日 (その日が休業日の場合にはその翌営業日とする。)までに、対象先の本行が 別に定める当座勘定または準備預り金口座に入金するものとする。

7. 付利の開始および終了

この基本要領に基づく付利は、平成20年11月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって開始し、平成

21年3月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって終了する。

(附則) この基本要領は、本日から実施し、7. に定める付利に係る事務が 終了した時点をもって廃止する。